# 児童館構想骨子(案)

## 1 背景

#### 【国の動き】

- ●2023年4月、こども基本法施行、こども家庭庁設置
- ●2023年12月、「こども大綱」、「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定
- ●2024年、「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」改正の検討

#### 【区の動き】

- ●児童館から学校内施設(放課後ひろば)への学童保育の移行と学童需要の高まり
- ●社会情勢や子育て支援ニーズ等の変化に伴う、児童館に求められる役割・機能の多様化
- ●2024年3月、大田区基本構想策定

## 2 現状と課題

#### ① こども大綱の策定

- こども大綱において、こどもの視点の尊重や権利擁護等、こども施策に関する基本的な方針が示された。これにより、 従前のこども施策の見直しを行うと共に、こどもの権利を保障し、最善の利益を図る為の施策の推進が求められている。
- ・ こども大綱に合わせて「こどもの居場所づくり指針」が策定され、こどもの居場所づくりの重要性や、こどもの意見反映・ 社会参画、地域資源の活用、複合課題への対応等の方向性が示された。これにより、こどもの健全育成、福祉的課題やイン クルージョンの視点など、多岐にわたる課題に対応し、こどもの視点に立った居場所づくりに係る施策の推進が求められ ている。

#### ② 利用状況と多様なニーズへの対応

- ・ 児童館は、幼児親子から高校生までと幅広い年代に利用されている。一方、地区ごとの年間利用者数には大きな差は見られないものの、施設ごとの利用者数や利用者の年代の割合など、利用状況に差が生じている。
- ・ 各児童館の利用状況に加え、区民意向調査・こどもの意見聴取の実施結果等を踏まえ、利用者のニーズに対応した機能の整備、地域資源との連携、職員のスキル向上が求められている。
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」が示され、児童館の役割として、誰もが安全・安心して利用できる場所の整備や、 虐待、貧困、不登校などの福祉的課題への対応に向けたソーシャルワーク機能の強化が求められている。

#### ③ 施設の機能・配置の検討

- ・ 2016年策定「児童館のあり方」において、おおむね28児童館(直営8、委託20)を目指すとし、現在、45施設(直営24 施設、委託21施設)の児童館が設置されている。
- ・ すべての学童保育を学校内施設へ移行することとしているが、35施設の児童館で学童保育を実施している。
- ・ 築40年を超える児童館が32施設あり、多くの施設で老朽化が課題となっている。
- ・ 施設の老朽化、利用状況や多様なニーズを踏まえ、既存児童館の機能強化や再配置の検討が必要である。
- ・ 地区ごとに基幹となる児童館や、各年代のニーズに対応する機能強化型の児童館の配置も視野に、改修・統廃合を考える必要がある。

#### ④ 児童館職員の人材育成・確保

- ・直営の児童館施設等の児童指導職職員(定年前)の内、半数以上が50歳以上であり、今後8年間で約3割弱の 定年退職者が見込まれる。職員の年代や職層に偏りがあり、スキル継承や施設運営者育成に課題も生じている。
- ・人手不足が社会問題化する中で、直営及び委託施設において、職員の人材確保は大きな課題となっている。

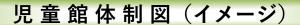
## 3 方向性

### ~ 構想の方向性 ~

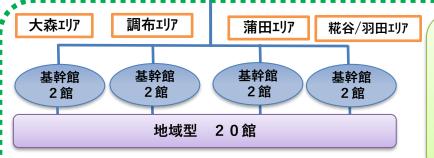
- こどもの権利の尊重
- 地域における居場所としての役割
- 多様な子育てニーズへの対応強化
- ソーシャルワーク機能の強化
- 災害時におけるこどもの居場所
- 児童館運営を支える職員の人材育成・ 確保
- 地域や関係機関と連携・協働した居場 所づくり
- 中枢となる児童館を中心とした児童館の体制整備

### ~ 目指すべき姿 ~

- - ・こどもを主体とした居場所づくり
  - ・多様な子育てニーズに対する支援強化
  - ・こどもと家庭を守り支える持続可能な 施設運営
  - ・子育て環境を支える人材育成・確保
- ・地域とつながる子育ち・子育て支援



### センター機能



※児童館の配置数は、概ね中学校区に1施設(区内28か所)を目途とし、各エリア毎に 基幹型、地域型を配置する。その中において機能強化型の児童館をバランス良く配置 する。

#### <u>◇機能強化型</u>

基幹館、地域型の児童館 において、以下の機能を 強化した児童館

乳幼児、ティーンズ、支援を必要とするこども、 インクルーシブ (障害があるこども、外国にルーツを持つこども)

◇特 化 型: 中高生世代対象、乳幼児·保護者対象

I すべてのこどもの権利が守られ、こどもの 意見が尊重され、こどもが考える・携わる児童 館をめざします

2 こどもを主体とする居場所づくり、多様な子育てニーズに対応する児童館をめざします

3 こどもと家庭を守り支える持続可能な施設を 運営します こどもの意見の尊重

こどもの権利擁護

A こどもが参画、参加できる仕組みづくり

B こどもの権利擁護に関する地域への理解促進

C こどもを人権侵害から守るための取組の推進

こどもが安心して過ごせる 居場所づくり

多様な子育てニーズへの対応

D 様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化

E こどもの心身の健全育成の促進

F インクルーシブな環境で安全に安心して過ごせる居場所の提供

G ICT等を活用したこどもの居場所づくりの充実

H 災害等におけるこどもの居場所の確保

I 子育ち支援・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備

Jソーシャルワーク機能の強化

こども・家庭が居場所に つながるための支援

児童館職員の人材育成

持続可能な施設づくりの推進

地域との連携・協働

K 居場所に関する情報発信・提供の強化

L ソーシャルワーク機能の強化【 再掲 】

M 児童館運営を担う人材確保

N 児童館職員の人材育成

0 委託児童館の運営に係るフォローアップの強化

P 施設の機能更新

Q 施設の適正配置に向けた検討

4 地域とつながる子育ち・子育てを 支援します R 地域活動団体、地域のボランティア等と連携した取り組みの推進

Sこどもの居場所づくりネットワークの形成